

令和7年第5回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和7年5月19日（月） 開 会：14時00分 閉 会：14時50分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦  
 委 員 松 田 福 美  
 委 員 吉 本 妙 子  
 委 員 片 山 研 治  
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 十 楽 さゆり  
 教 育 部 次 長 小 川 亮  
 教 育 政 策 課 長 〃  
 生 涯 学 習 課 長 神 杉 朋 史  
 人 権 教 育 課 長 山 本 孝 二  
 学 校 教 育 課 長 稲 垣 宏 美  
 学 校 給 食 課 課 長 河 村 武 志  
 中 央 図 書 館 長 有 間 博 司  
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 中 村 勝 也  
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 坂 本 和 也  
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 坂 本 俊 彦

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 課 長 補 佐 大 竹 新 人  
 教 育 政 策 課 主 査 中 尾 歩 美

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第10号	周南市教育支援委員会委員の委嘱について
3	報告第11号	周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
4	報告第12号	周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
5	議案第16号	動産の買入れについて（学習者用端末）

7 委員会協議会

(1) 令和7年度周南市教育事業概要の改訂について

※資料 当日配布

(2) 共催及び後援大会等一覧表

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

**教育長**

それでは、ただいまから令和7年第5回教育委員会定例会を開催いたします。

議事日程に従いまして進めてまいります。

それでは日程第1「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は松田委員さんと吉本委員さんをお願いいたします。

2	周南市教育支援委員会委員の委嘱について
---	---------------------

**教育長**

日程第2、報告第10号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いします。

**学校教育課長**

それでは、議案書1ページから2ページをご覧ください。

報告第10号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」につきまして報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

周南市教育支援委員会につきましては、周南市教育支援委員会規則に基づき、障害のある幼児、児童及び生徒の適切な教育支援について協議し、情報提供や助言等を行っております。新たに今年度の委員の委嘱を行いましたので、報告させていただきます。

委員の任期は、第4条により令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となっております。

周南市教育支援委員会規則第3条により、当委員会の委員は、公立幼稚園長会の会長、小学校長会の会長、中学校長会の会長、特別支援学級設置校の校長の代表者、特別支援学級及び通級指導教室の担当教員の代表者、児童相談所職員、専門医（精神科、内科、小児科及び耳鼻咽喉科）、学識経験者、その他教育委員会が特に必要と認めた者で組織されることになっております。議案書にお示ししている皆様に委嘱をいたしました。

各機関の代表者の選出や専任に時間を要し、この度の報告となりました。

以上で報告を終わります。

**教育長**

はい、ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

**岡寺委員**

教育支援委員会がどのような活動をされているか。具体的な行事や活動を教えていただけますか。

**学校教育課長**

教育支援委員会は、年4回の定例会があります。1回目は、事業計画等の確認をいたします。

要となるのが2回目と3回目で、障害のある幼児、児童及び生徒の適切な学びの場がどこになるのかということを様々な立場の方からご意見をいただいて、具体的には総合支援学校、特別支援学級又は通常学級に在籍するのがよいか、あるいは通常学級に在籍し通級指導を受けるのがよいかなどの審議を行います。時期は例年11月に行います。4回目は、主に2回目又は3回目で審議でき

なかったこどもを審議することとなっています。

#### 岡寺委員

ホームページで議事録が見つめることができなかつたのですが、もしあれば教えてください。

#### 学校教育課長

現在、個々の保護者の就学相談を担当指導主事が行っているところです。就学相談の内容も踏まえて、教育支援委員会では、この子にはどの学びの場がよいか協議をすることになっており、非常に個別事案を含むため、議事録は非公開となっております。

#### 岡寺委員

ありがとうございます。よくわかりました。

#### 教育長

よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

#### 片山委員

2回目と3回目の開催月は何月ですか？

#### 学校教育課長

例年11月に行っておりまして、次年度の案件について、基本的には協議をして決めていく形となっております。

#### 片山委員

11月では遅いのではないかと思いますのですが、次年度の案件ということで納得しました。

#### 教育長

よろしいでしょうか。そのほかはいかがでしょうか。

#### 吉本委員

先ほど就学相談のお話で、近年特徴を持ったこどもの数が非常に多い気がして、就学相談の件数が非常に増えてきているのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

#### 学校教育課長

就学相談の個別件数は、担当者が1日3件から4件対応している状況で、具体的な数の把握はしていないのですが、実際にはかなりの数の保護者の方から相談を受けています。話を聞いて終わるパターンもありますし、学校訪問に行ったり、医療機関の診断を受けたり、いろいろな場合がありますが、かなりの数の就学相談を受けている、という実感はあります。

#### 松田委員

教育支援委員会では、先ほど言われたような相談や、先生方の相談にも乗りながら、個別の事案について協議されていると思います。その中で、今の周南市の実態として、特別支援学級に在籍している児童生徒数はどのように推移しているのか聞かせていただくと、先ほどの相談件数や教育支援委員会で話し合われる件数も分かると思います。

#### 学校教育課長

市内小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒数の推移は、小学校は令和5年度237名、令和6年度254名、令和7年度271名、中学校は令和5年度111名、令和6年度125名、令和7年度123名となっています。

小学校の在籍数がここ3年で急激に増えており、在籍数にプラスアルファの件数を審議している、相談を受けているということになります。

## 吉本委員

人数がどんどん増えてくると、審議の時間やそこに関わる人員配置など、体制は十分なのでしょうか。

## 学校教育課長

学級数は横ばいの状態になっており、単純に考えれば、一クラスに在籍しているこどもの数が増えているということになります。実際、個別の状況は違うと思いますが、特別支援学級の担任の先生が担当するこどもの数が増えているということが考えられます。

本市としては、生活指導員や介助員の会計年度任用職員を雇用し、そこに入れていただくことで、担任の先生だけでなく、複数のスタッフで対応し、充実した教育が行われるよう支援事業を進めているところです。

## 松田委員

併せて、対象となる子の増加に伴い、協議も多くなっていると心配しているところですが、仕組みをいろいろ工夫されているという話も昨年度お伺いしたように、各学校、担当の先生方で情報共有されながら、最終的にはこの教育支援委員会の会議で就学先等のアドバイスができるような状態であるという仕組みは大変ありがたいと思います。

ただし、過剰業務にならないように、保護者の思いに寄り添いながら、またこどもによってそれぞれの人生の中で最適な教育環境を整えることができる、適正な人員配置が必要だと思います。

## 教育長

ほかいかがでしょうか

## 岡寺委員

教育支援を受ける対象となる障害や、診断となる基準は、基本的にここ数年変わっていないのですか。

要するに昔はなかった基準が増えることで、対象者が増えているということはないでしょうか。

## 学校教育課長

ここ3年間で基準が特に何か変わっているということはありません。

診断書をいただく際に、ドクターにどのような学びの場が適切かという意見をいただき、それが教育支援委員会では非常に重要な根拠資料となります。

受診すると診断名がつくことは多いというところがあります。ドクターの診断が出れば、基本的には特別な支援が必要なこどもということで、何らかの配慮をしていくというのが教育支援委員会での結論にもなりますし、それを受けて教育委員会としての判断にもなってきます。特に基準が大きく変わったということではありません。

## 教育長

いかがでしょうか。よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは報告第10号を承認いたします。

3	周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
---	----------------------------

**教育長**

続きまして日程第3、報告第11号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、学校給食課から説明をお願いいたします。

**学校給食課長**

はい。それでは議案書の3ページから4ページをご覧ください。

報告第11号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」ご報告いたします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

学校給食センター運営審議会は、「周南市立学校給食センター運営審議会規則」に基づき、給食費の額の決定、給食物資の購入計画、給食センターの運営に関してご審議いただくもので、令和7年3月末での任期満了に伴い、19名の方に委嘱を行うものでございます。

今回は全員改選であり、各機関からの委員選出に時間を要しましたことから、この度の報告となりました。

委員の一覧表をお示ししておりますので、ご参照ください。

委嘱期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

以上で報告を終わります。

**教育長**

はい、ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは報告第11号を承認いたします。

4	周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	-------------------------

**教育長**

続きまして日程第4、報告第12号「周南市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、中央図書館から説明をお願いいたします。

**中央図書館長**

それでは、中央図書館からご説明いたします。議案書の5ページから6ページをご覧ください。報告第6号「学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」につきまして報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

図書館協議会は、図書館法や周南市立図書館条例において、図書館運営に関する館長の諮問に応ずるとともに奉仕に対する意見を述べる機関として設置しているもので、委員の任命基準、定数及び任期などもそちらに定めております。

協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動をされている方、学識経験者、併せて市民参画の観点から一般公募も行っており、現在12名で構成しています。

この度、4月の人事異動により、周南市小学校研修会及び中学校研修会の学校図書館部会の部長が交代されたことに伴い、任期途中ではございますが、図書館協議会委員の解嘱及び委嘱を行いましたので報告いたします。

なお、委嘱期間につきましては、前任者の残任期間、本年6月30日までとなっております。以上で報告を終わります。

#### 教育長

はい、ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

#### 松田委員

図書館協議会で最近話題になっていることについて教えていただけたらと思います。

#### 中央図書館長

昨年度の実績になりますが、周南市子ども読書活動推進計画の改訂がございましたので、その中身についてとかですね。あと周南市立中央図書館空調設備改修工事を行っておりますので、その進捗とか計画をお諮りしている状況でございます。

#### 松田委員

周南市子ども読書活動推進計画について新たに勉強したいと思います。

#### 教育長

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは報告第12号を承認いたします。

#### 教育長

ここでお諮りいたします。

続いて、日程第5、議案第16号「動産の買入れについて(学習者用端末)」につきましては、市長に申し出る案件でございまして、議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点から、「周南市教育委員会会議規則」第7条第1項「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」の規定により、秘密会としたいと思います。

#### 教育長

これより採決を行います。

議案 第16号の審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

## 教育長

それでは、議案第16号の審議を、秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会にて行います。

5	動産の買入れについて（学習者用端末）
---	--------------------

## 教育長

続きまして日程第5、議案第16号「動産の買入れについて（学習者用端末）」を議題といたします。

この件につきましては、学校教育課から説明をお願いいたします。

## 学校教育課長

はい。それでは議案第16号「動産の買入れについて（学習者用端末）」についてご説明いたします。

議案書の7ページ、8ページ及び別紙資料をご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものでございます。

本件は、令和2年度に国のGIGAスクール構想に基づき整備した児童生徒1人1台の学習者用端末の機器更新を行うものです。

本市では、令和7年度、令和8年度と2か年をかけて1人1台端末の更新を予定しており、令和7年度は、中学校を対象に3千759台の端末更新を備品購入により行うこととしております。

買入金額は2億674万5千円で、大塚商会広島支店を相手方とした随意契約を予定しています。

なお、本件は周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する予定価格2,000万円以上の買入れに該当いたしますので、議会の議決が必要であることから、6月議会において議案として提出いたします。

以上で説明を終わります。

## 教育長

ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

## 松田委員

この計画は、今年度中学校ということですが、来年度小学校ということでもよろしいでしょうか。

## 学校教育課長

はい。委員のおっしゃるとおり、今年度中学校、来年度小学校の児童生徒の全ての端末更新を2か年で行う予定です。

## 松田委員

学習者用端末となっていますが、教師の台数分等については、どのようになるのでしょうか。

## 学校教育課長

基本的に児童生徒用の端末を更新するのに伴いまして、指導用の機器も更新をしていくということになります。

## 松田委員

生徒数は今年度3,300人ぐらいなので、残りが教師用ということになりますか。

## 学校教育課長

教師用と予備機ということになります。

#### 松田委員

実数としては予備が含まれているということですね。今回の端末の規格はこれまでと同じものですか。

#### 学校教育課長

端末については、GIGAスクールで国が示している条件があり、1期に比べて、今回の2期は多少異なっておりまして、例えばタッチペンが必ず付属しなければならないなど、児童生徒が活用するということを前提に条件が示されておりまして、その条件に沿った端末を参加業者が提案をしてきたということになります。

#### 松田委員

今より少しバージョンアップされたり、機能が追加されたりしていると考えていいですか。

#### 学校教育課長

容量やスペックなども1期に比べるとより容量の多いものを示されており、それに沿う形で契約を進めていくことになっております。

#### 松田委員

学習する側にとって、内容や中身が変わることによる抵抗がある場合や、逆に便利になる場合などいろいろなことがあるので、視点として気になるためお伺いしました。

それと、今まで使っていたものについては、どのように対応されるのですか。

#### 学校教育課長

先ほどの件に加えると、今回の更新に伴って今まではiPadを使っていたものをChromebookに変えたということが大きな変更で、よりクラウドを使って活動しやすくなるということは聞いております。そこは大きな変更点です。

それから、今のご質問の廃棄予定についてですが、小学1年生が使用しているWindows 10はサポートが終了いたしますので、学習者用端末としては使えなくなります。

そこで、今回の更新で生み出されてくるiPadを小学1年生の学習者用端末で使っていただくということを考えております。

さらに教職員用や小学生用が故障したときのための予備機として何台かは保管をしていきます。それでもまだまだたくさんのお客さんのiPadが不要となりますので、活用については、今後検討していくということになります。しかし、再利用のためにはバッテリー交換が必要なものや、使用期間があって何年度から使えないというようなアプリもありますので、用途の制限がかかるなどいくつか条件がありますので、今使っていたとおりをそのまま使えるというわけではないため、条件を確認しながら、まずは小学1年生の端末として使用していくということを考えているというところではあります。

#### 松田委員

日常生活でも、先ほどのクラウド仕様や周辺環境など随分変わってきていると思うので、それに対応していただけるのはありがたいと思います。

さっきのOSの部分の変更になることによって、どの程度の変更かちょっとイメージできないのですが、教える側の先生たちの抵抗感がものすごいと伺っています。得意な方もおられると思いますが、苦手な方もおられるので、その辺りのサポートが必要ではないかと思いました。

3つ目ですが、先ほどの小学1年生の対応について、導入時に費用面等の理由で1年生は違うパ

ターンということの説明があったのですが、今回全部揃うということはとてもいいかなと思いました。

これは買取りですよ。リースではないですよ。

#### 学校教育課長

はい。買取りです。

#### 松田委員

端末を処分する費用もこれから必要になりますか。

#### 学校教育課長

もし廃棄することになれば、それに伴った経費が必要になってきます。

#### 松田委員

その辺りも見越してやらないと、導入だけの視点だと学校もいろんな機器を抱えて、1期の導入の際にも管理がとても大変だったということを記憶しています。できるだけ先生方には本来の業務を行っていただくために、導入がスムーズにいくように市としても考えていただきたいなと思います。

実際に台数や在庫を報告する業務や、処分する際に中身を消してくださいなどの指示があったようにも記憶しています。ぜひその辺りも視点を持っていただきたいと思いました。

最後に、県の取組の一環に参加した形になっていますよね。県からのサポートがどのくらいあるのか、新規導入にあたってのサポートがあるのかを確認したいのと、今話題になっている県立学校の個人持ちですね。県立学校の生徒は、保護者がその費用負担し、その一部を県が補助していくという形になっているので、市では保護者負担はないと思いますが、そのような動きも注視したいなと思っています。

#### 学校教育課長

今回、共同調達ということで、プロポーザルの開催や様々な情報共有については、県の情報化推進室が窓口になってもらっているというところです。

その流れの中に周南市も入っていることになります。費用個人持ち等については、義務教育段階では話題にはなっておらず、今後どうなるかということは見通しが立っておりません。

#### 教育長

ほかいかがでしょうか。

#### 岡寺委員

リースという件で、このような場合、企業であれば基本リースで契約すると思いますが、リースができなかったということだったのでしょうか。すでに決まっている話で申し訳ないのですが、購入するということは大変なことだと思うのですが、経緯はどうだったのでしょうか。

#### 学校教育課長

リースが可能だったのかについては、私が十分確認しておりません。

#### 岡寺委員

また教えてください。

随意契約に関しては、経緯が書いてありますが、詳細というかももう少し踏み込んだ話が聞けるのでしょうか。

#### 学校教育課長

県の共同調達という形で行い、OS、機種及び調達年度がそれぞれの自治体で違いまして、例えば周南市はこの度令和7年度にChromebookを採用することになり、同じような調達をする6市が集まり、プロポーザルの審査を行ったということになります。

実際に参加業者が複数おられ、それぞれ異なるメーカーの製品を提案され、審査会において全参加自治体で協議を行い、この度の大塚商会在最優秀の提案者と選定されて随意契約という流れでした。

#### 岡寺委員

それは金額的な面だけですか。

#### 学校教育課長

金額的な面は、国の補助の上限額が1台あたり税込5万5千円と設定をされておりますので、基本的には価格はどの業者も同じ金額で持ってこられましたので、金額だけでは優劣がつけがたいというところですよ。

こどもが使うため落としても壊れない強度であるとか操作性とか、そういった機能性を提案時に各業者から説明をいただいて、共通の評価をさせていただきました。

#### 岡寺委員

1台5万5千円補助が出るという話でしたが、本体価格は1台いくらぐらいなのでしょう。

#### 学校教育課長

本体価格が1台あたり5万5千円以内であれば、そのうち、決まった割合で国が補助を出す設定になっています。

#### 岡寺委員

以内ということは、実際もう少し安いのでしょうか。

#### 学校教育課

1台あたり5万5千円で国が補助を出す部分と市が負担する部分があるということです。

#### 岡寺委員

金額的にはこれでいいということですね。わかりました。

#### 松田委員

随意契約の経緯があったので、先ほどのChromebookを採用されるのが6市と言われましたよね。

これを決めるにあたってはどのような流れで決まっていくのか、それ以外に何があったのか話せる範囲で話していただけたらと思います。

#### 学校教育課長

基本的にOSは2種類で、周南市が採用するChromebookかiPadの2パターンで、県内でもどちらかを選択をするかということで、それぞれの機種ごとにプロポーザルを行いました。ChromebookとiPadそれぞれに良さがありますが、Googleのクラウドがより使いやすいということで、本市としてはChromebookを採用しました。県が統一で、学習系はGoogleのクラウドを使いましょうということになりましたので、こどもの利用しやすさを考えたときにChromebookの方が良いであろうという結論に至りました。

iPadの良さを選択理由に掲げられたところは、iPadを選択していると聞いています。それぞれに良さがありますので。

#### 松田委員

それ選択するにあたって協議会を作るとか、先生方の意見を聞くとか、そういうことについては、  
どうですか。

#### 学校教育課長

周南市では、昨年度の中頃ぐらいから更新に伴ってiPadにするかChromebookにするかということをやまずは校長会に提案をさせていただいて、校長会からそれぞれの学校で実際に使用する先生方の意見もしっかり吸い上げてもらいました。

ICT教育推進協議会でも代表者の方にいろいろと協議をしていただきながら、学校現場の声も取り入れ、最終的にはiPadからChromebookへの乗換えを皆さんで決めたという形になります。iPadの方が良いと言われた先生方も一定数おられました、意見交換しながら今回はChromebookに決めさせていただきました。

#### 松田委員

今ご説明いただいて安心しました。このような選定会議の時にはどのような流れで決定されているのか明確なルートがあればいいと思います。来年は小学校についても同じような形で決まってくと思いますので。

ICT教育推進協議会というのは、中学校と小学校の先生方も入っておられるのですか。

#### 学校教育課長

小学校、中学校ともに一般の教諭の方、それから校長会の代表者の方に加え、市教育委員会のメンバーも入って構成されております。

#### 松田委員

過去の話ですが、小学校と中学校は別々に情報教育という担当でグループを作っていたことがあるので、今のように小中連携も進んでおり、こういう形で協議してこの結果になりましたということ伝えていかないと、先生方の好みを理由にするようなことは、教育を進めるにあたってあってはいけないことかなと思うので、その流れは明確化して、毎回その形で進めていくというようなルートを作っておいていただいて、ご説明どおりにしていただくと安心です。

#### 岡寺委員

松田委員が言われたことに同感で、私もまだあまり触ったことがなく、iPadとChromebookの違いがはっきりよく分からないのですが、先生方の評価もすごく興味がありますし、子どもたちの感想も簡単なことでもいいので、並行して聞いてもらえたらいいと思いました。

別紙資料の随意契約の経緯に「令和7年度GIGAスクール用端末一式の導入業務（購入・リース）」という記載がありますが、リースのものもあるということでしょうか。

#### 学校教育課長

確認します。

#### 教育長

ほかにいかがでしょうか。

#### 吉本委員

令和8年度小学校の端末更新するということは、同じく大塚商会から随意契約で購入するのでしょうか。今回の中学校の端末更新に限りということですか。

#### 学校教育課長

基本的には来年度は、実際に関わる自治体が変わってきます。例えば今年度で一気に小学校中学校を更新する自治体もありますし、来年度だけの端末更新のところもありますので、令和8年度分

も今回同様に県で取りまとめをしまして、改めて共同調達のプロポーザルを行って業者選定を行う予定と聞いております。

#### 教育長

そのほかよろしいでしょうか。

#### 片山委員

別紙資料「企画等」のところに「周辺装置・付帯サービス含む一式」と書いてありますが、付帯サービスとはどのようなものがあるのでしょうか。

#### 学校教育課長

それぞれの業者によっていろいろなサービスがついてくるのですが、クラウドの活用に伴う最低限のサービスなどはみんな共通で定められています。

プラスして、学習に使ういろいろなアプリが導入されているなど、端末を使うにあたり、いろいろなサービスを含めた値段がこの規格の中に含まれておくということで、オプションでつけるということではなく、周辺装置や付帯サービスも含んで提案をしてほしいということになっております。

#### 片山委員

機械的な保守などの保証範囲はどの程度でしょうか。先ほど子どもが使うため落としても壊れない強度であるという説明がありましたが、自己や災害ではない不具合に対する保証にはどのようなものがありますか。

#### 学校教育課長

業者の提案が様々で、補修に関するサービスも含めて、プロポーザルの時に提案がありました。例えばタッチペンについて紛失した場合、何本まで無償サポートがあるかなど業者によって提案が違っておりまして、その辺りも踏まえて総合的に判断をしていくということになりました。保守とかトラブル対応についても、業者によっては提案の中身に入っていました。

#### 松田委員

随意契約については、流れが分かりましたが、今の周南市の教育情報化推進室に何名おられるのか教えていただけますか。

#### 学校教育課長

教育情報化推進室につきましては、本務が2名、兼務が2名及び会計年度任用職員のICT教育アドバイザー1名体制をとっております。

#### 松田委員

端末が変われば、またいろいろなことが起こることは明らかに想定済みであり、先日も言いましたように、現場ではすごく進んでいるところもあれば、なかなか取り組めていないところもあると聞いておりますから、生成AIを進めていこうと言われている中で、やはり人員への対応については、配慮願いたいと思います。

子どもたちの学びがすごく進んでいるところはそれを伸ばしていきたいし、取組に難を示しておられる学校もたくさんあると聞いておりますので、うまく進むように考えていただけたらと思います。

#### 教育長

ほかいかがでしょうか。

#### 岡寺委員

先程の処分という話で頭によぎったのですが、精密機器で高額商品なので、古くなったものを有

効に活用するなどあると思います。保守の話もありましたけど、壊れてしまったらただ捨てるだけなのですか。

**学校教育課長**

今現在も含めてということによろしいでしょうか。

**岡寺委員**

はい。

**学校教育課長**

アダプターが壊れましたとか、スイッチ入れても入らなくなりましたとか、ペンがなくなりましたとか、ペンは学校で購入するのですが、実際に結構な数の様々なトラブルがありまして、それはこちらで全部集約をして、保護者に負担してもらうのか、負担しなくていいのかという選別をした上で、業者に修理を依頼したりとか、アダプター交換をしたりしています。

購入した後、大体5年間ぐらい使用しますので、その間にどうしても様々なトラブルを起こってきますが、それはすぐに廃棄ではなくて、修理を重ねて使えるところまで使うという形で進めております。今後もそのようになると思っています。

**岡寺委員**

結構手間がかかるので大変だと思いますが、よろしくお願いします。

**教育長**

そのほかよろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは議案第16号を決定いたします。

以上をもちまして、秘密会として審議すべき議案は終了しました。

本日の議事日程は以上でございますが、そのほか、ご質問はございますか。

(※異議なしの声)

それではこれもちまして令和7年第5回教育委員会定例会を終了いたします。

**署名委員**

松 田 福 美 委員 \_\_\_\_\_

吉 本 妙 子 委員 \_\_\_\_\_